

平成31年度「部活動運営方針」

平成31年4月1日
京都市立梅津中学校

1. 部活動の目的

生徒が自分の興味や関心に応じて自主的・自発的に文化的諸活動や身体的活動を行う中で、「心（規範意識）・技（技術）・体（体力）」の健全な発達・向上を目指す。また、生徒指導の重要な柱として位置付け、顧問や生徒相互の信頼関係、社会性や人間性のみならず、責任ある個人としてふさわしい資質を全教職員で育てる。

2. 位置づけ

部活動は学校教育活動の一環として行い、スポーツや文化等に親しませ、学習意欲の向上や責任感・連帯感の涵養に資するものとする。

3. 部の成立条件

下記の条件をすべて満たした上、職員会議で協議し、校長が決定する。なお、いずれかを満たさない場合は、休部または廃部とする。

- ①活動に必要な部員がいること。
- ②顧問が存在すること。
- ③活動場所が確保できること。

4. 入退部

- ①入部は自由意志によるが、3年間続けることを原則とし、保護者・担任・顧問の承認を必要とする。
- ②一人1部とする。
- ③退部は、顧問が部員に十分な指導をし、保護者・担任と連絡をとりながら、状況に応じて認め る。

5. 顧問

- ①顧問は校長から職員会議にて委嘱される。
- ②運動部の顧問は、複数の人数を原則とする。

6. 部活動係

年度当初の職員会議で決定し、円滑な部活動の運営中心となり、本方針の周知に努める。

7. 服装

- ①それぞれの部活動の活動に相応しい服装とする。練習着は体育授業時の体操服・ジャージか部活動毎に揃えられた顧問の認めるものとする。
- ②活動後は顧問の認める練習着で下校してもよい。また、学校の休業日(土・日・祝日・長期休業期間等)、午前中授業等の再登校は顧問の認める練習着で登校してもよい。(授業日の早朝練習は標準服で登校すること)
- ③部活動の練習着を着用したまま授業を受けてはならない。

8. 運営規定

(1) 活動期間

4月1日から翌年3月31日までとする。

(2) 活動時間

平日は2時間程度まで。学校の休業日(土・日・祝日・長期休業期間等)は3時間程度までを原則とする。なお準備時間、校外での活動のための移動時間は、生徒にとって過度の負担とならなければ活動時間に含めないものとする。

(3) 活動時間帯

- ①通常期は17:15終了、17:30完全下校とする。
- ②冬期(11月～2月)は17:00終了 17:15完全下校とする。
- ③疾病の流行やその他の理由で活動時間を制限(短縮)することがある。
- ④早朝は、7:30～8:15の範囲の中、顧問の直接指導の下で活動できる。
- ⑤休日や長期休業中の活動は9:00～16:45とし、顧問は生徒集合より早く活動場所に到着し、直接指導を行う。なお登校は8:45以降、完全下校は17:00とする。
- ⑥公式戦・練習試合等により必要な場合は、規定の活動時間帯より早く集合し活動することができる。なおその際は事前に部活係・管理職に連絡の上、直接指導をする。

(4) 休養日

- ①平日に1日以上、土曜日・日曜日に1日以上の休養日を設ける。休養日の日程・曜日は各部によって決定する。
- ②大会等により、土曜日または日曜日の休養日に活動した場合は、休養日を他の曜日に振り替える。なおその際はできる限り翌週中に振り替える。

(5) 活動の休止

下記の期間は、原則として活動を休止する。その他、学校行事・学校体制・気象条件等により、活動を休止する場合がある。

- ①定期テスト期間中(最終日は除く)およびその1週間前。なおテスト期間あるいはその直後に公式戦、または中体連・各協会主催の大会がある場合は、テスト1週間前でも全教職員の承認の下で部活動指導(1時間程度)ができることとする。
- ②8月中旬と年末年始の学校閉鎖日。
- ③入学式・卒業式・始業式・終業式・修了式の日。職員会議と全職員参加の研修会実施日。
- ④校外学習当日、宿泊を伴う校外学習の翌日。

⑤平日、顧問が休みの日。ただし、校務や出張等の場合、部活当番が代わりを務めることが出来る。なおその際は管理職に必ず報告する。

(6) 部費

部活動運営に必要な経費として部員から部費を徴収する場合は、月額200円を上限とし、必ず年度毎に会計報告を保護者に出す。

9. 校外での活動・合宿

顧問が引率し、校区内で集合・解散するなど、安全には十分注意をする。また以下の条件を守る。

①交通費が必要な場合は、1週間前までに生徒、保護者へ連絡する。

②合宿は長期休業中に行うことが望ましく、生徒に過度の負担とならないよう計画し、実施後はできるだけ早期に休養日を設定する。

③合宿などの宿泊を伴う校外活動を行う場合は、実施要項を職員会議に提出する。

④合宿は部活毎の年間計画で明示し生徒・保護者の理解を得る。また費用など細案は1ヶ月前までに生徒・保護者へ伝える。

⑤平日に校外で活動する場合は、事前に係と管理職に確認をとり、2名以上の引率により活動する。

10. その他

(1)活動終了時刻を守り、責任を持って下校指導を行う。下校時間を超過した部は、係の判断で活動停止などの措置を検討し、実施する。

(2)活動中に部員が問題を起こした場合は、顧問が生徒指導主任、補導主任に速やかに報告し、対処と指導にあたる。解決後は、係や顧問の判断で活動停止や奉仕活動などの措置を検討し、実施することもある。

(3)卒業生からの指導は顧問許可の下、顧問の監視下で行う。

(4)長期休業中の活動日は、原則として1ヶ月前に生徒、保護者へ連絡する。

(5)雨天時の校舎内（廊下・階段等）の運動部の使用は認めない。なお、ミーティング等で教室（部室）を使用する場合は、顧問の直接指導のもとで行う。